

生徒支援部

生徒心得

本校生徒は本校の綱領を体し、学校内外において常に高校生としての品位を保ち、自己の向上を目指すとともに、互いに協力して学校における共同生活を有意義なものとし、良き校風の樹立に努めなければならない。

綱領

- 一、向学創造の精神を培う
- 二、敬愛協同の美德を養う
- 三、勤労剛健の気風を興す

教育目標

『生徒が輝き、地域をきらめかせる菊農教育の創造と実践』

【方針】

「熊本の心」を基本理念とし、夢の懸け橋教育プラン、県立高等学校における教育指導の重点、学校安全・安心推進課取組の方向、体育保健課取組の方向、人権教育の推進に当たって、特別支援教育取組の方向、社会教育課取組の方向などを指針とし、豊かな人間性と社会の変化に主体的に対応できる生徒を育成し、地域とともに歩み、活気に満ちた学校づくりを目指す

【スローガン】

『農(のう)に学び(まなび)、拓く(ひらく)』

※意味：菊農で身につけた力をもとに、未来(明日)を拓く

目指す生徒像

- (1) 夢の実現に向けて努力する菊農生
- (2) 互いの良さを認め合い、隣人を思いやることができる菊農生
- (3) 意欲的に取り組み、リーダーシップがとれる菊農生
- (4) 命の尊さ、自然の大切さを学び、自然と共生する菊農生

言語態度について

- (1) 人と接するときの言語・態度は、豊かな社会生活を営むうえで極めて重要である。自他の立場を忘れず互いに人格を尊重し、真情(偽らない心)と礼儀を尽くすよう努めること
- (2) 校内外を問わず、挨拶を交わすことによって、互いに親和の度を深めるようすること
- (3) 目上の者に対しては、殊に礼を尽くすように心掛けること

1. 生活全般について

- (1) 学校は生徒共同の場である。生徒の本分と本校の諸規定を守り、他人に迷惑を掛けないよう心掛け、全生徒が充実した学校生活を営むように心掛けなければならない。
- (2) 平日、休日を問わず、登下校における服装は常に本校指定の制服を着用すること
- (3) 校内外を問わず公共の場所（バス、電車、店舗等）においては、他の利用者の迷惑になる行為を慎み、常にマナー・モラルの向上に努めること
- (4) 校舎内では大声や、粗暴な態度を慎み静粛にすること
- (5) 身分証明書は常に携帯すること
- (6) 携帯電話・スマートフォン等は、朝のS H Rから終礼までの期間は電源を切り使用しない。校内において使用可能時間帯であっても歩行しながらの使用やゲーム・音楽（イヤホン）等の使用はしないこと。使用禁止時間帯での使用は携帯電話・スマートフォン等使用規定に準じて指導する。
- (7) 始業から放課までの間は校外に出てはならない。外出の必要がある場合は担任に連絡し許可を得ること
- (8) 病気その他やむを得ない場合の他は欠席、欠課、遅刻、早退をしないこと
- (9) 欠席はできるだけ早く学校または担任へ届け出ること
- (10) 早退をするときは、早退許可証に担任（不在の場合は副担任または学年主任）の許可を受けること
- (11) 校舎及び学校の設備、備品など、公共物は大切に取り扱うこと。誤って破損したときは直ちに届け出ること
- (12) 校外においては特に本校生徒としての自覚ある行動をするように心掛け、いやしくも本校生徒としての名誉を汚さないようにすること
- (13) 風紀上好ましくない施設、場所、店舗等への立ち入りを禁止する。また、飲酒、喫煙、暴力行為等、風紀上害ある映画、演劇、刊行物の閲覧も禁止する。
- (14) 校内外において強要、盜難、傷害などの被害にあった場合は、直ちに担任教師に届け出ること
- (15) 校外団体または活動に参加する場合は、担任に届け出て許可を得ること
- (16) 校内外において次の場合は校長の許可を得なければならない。
 - ①団体を組織するとき
 - ②集会・行事を行うとき
 - ③印刷物を配布、刊行、掲示広告するとき
 - ④金銭、物品を募集するとき
- (17) 生徒会活動（部活動含む）に際しては次の事項を守らなければならない。また、部活動は本校「部活動規定」に従って行うこと
 - ①活動は顧問教師の承認を得て行う。
 - ②対外試合、対外集会、催し物への出場や参加および外部団体の加盟は、顧問教師の許可を得ること
 - ③合宿の場合も前記に同じ。
- (18) アルバイトは、アルバイト規定の許可条件を満たした生徒について認める。アルバイト申請書を提出の上実施すること
- (19) 無断外泊、及び夜間外出を禁じる。

(20) 生徒間における金銭物品の貸し借り、並びに売買は禁止する。
(21) 学校生活において必要な物は持ち込まない。

2. 服装・身だしなみ規定

- ・この規定は、菊農生の服装および身だしなみについて定める。
- ・菊農生は、この規定に基づき、学校生活に適した服装および身だしなみに努めなければならない。

次の各号に該当する服装および身だしなみは認められない。

- ① 学校生活を阻害する、または必要のないもの
- ② 他人に不快感または奇異な感じを与えるもの

これらを基に以下のような基準を設ける。

(1) 男女共通規定

- ア 本校指定のブレザー、シャツ、ブラウス、ネクタイ（又はリボン）、スカート、スラックス、セーター、ベストまたは原則無地の黒、紺、グレーのセーター、ベストとする。（標準セーター・ベスト）
- イ 式典時は、冬季の正装スタイル（ブレザー、ネクタイの着用）とするが、平時の衣替え期間は設定しない。自分の体調に合わせて、下記の範囲内で着用すること
※夏季については、夏季の正装スタイルも認める。
- ウ 式典時以外、ブレザーを着用する際は、ネクタイ、リボンの着用は任意とする。
- エ スカート丈は、膝頭の中央にかかる長さとする。
- オ ベルトは、黒色を基本とし、派手でないものとする。
- カ 靴下は、派手でない無地のもの（白・黒・紺など）とする。
- キ タイツ・ストッキングは、黒色・ベージュ系の色のものとする。
- ク 制服の改造は一切認めない。

(2) その他

- ア 防寒着は、黒・紺色などの派手でないことやジャンパー類、もしくは、学校指定のもの（部活動で統一されたものなど）に限り、シャツ・ブラウスを着用した上で使用を認める。防寒着の着用は登下校と農場への移動時のみ認める。
- イ 防寒着の脱衣は8:25までに教室で、着衣は下校時、外掃除や農場への移動時の教室ですること
- ウ 教室内での防寒具の使用はひざ掛けのみ、担任や教科担任等教科担任の許可を得て使用できる。（黒、紺など制服と同系色を推奨）



正装スタイル（冬季）



正装スタイル（夏季）

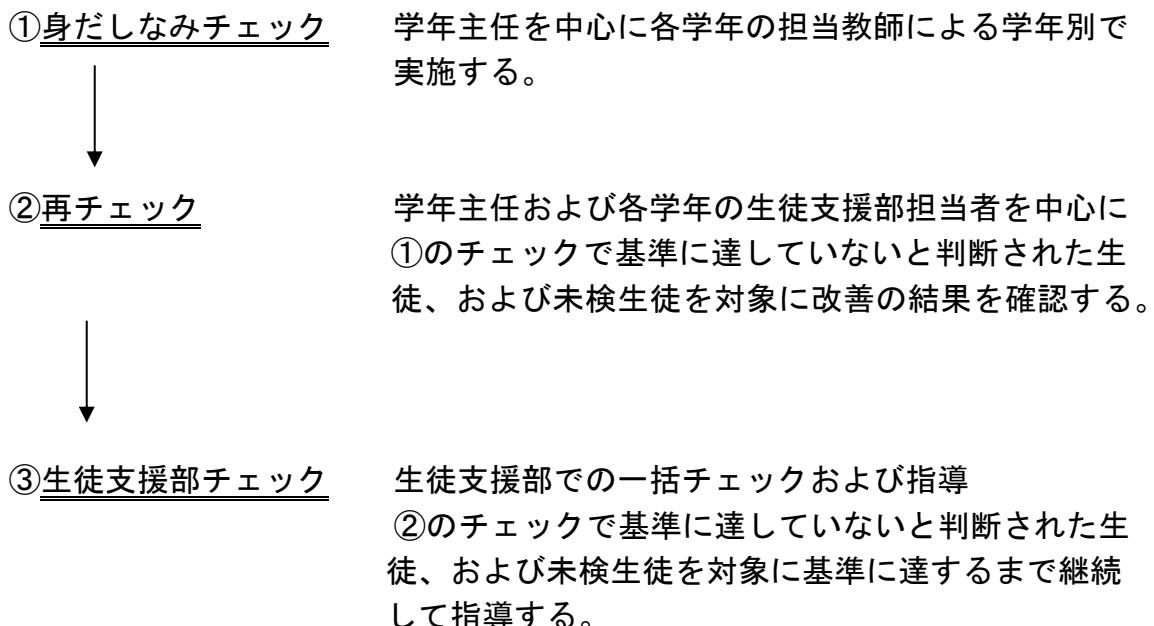
3. 整容・頭髪規定

(1) 男女共通規定

- ①頭髪は、染色、加工（パーマ等）、極端な髪型は禁止とする。
- ②化粧、マニキュア、ピアス、その他の装飾品等の着用は禁止
極端な眉ソリもしないこと
- ③長さは後ろ髪が肩の線を越える長さであれば、ゴム等（派手で
ないもの）で頭の後ろで結ぶこと。（前髪は目にかかる場合は切る）
かピンで留める。（証明写真では眉が見える形を推奨されます）

(2) 身だしなみチェックについて

実施形態：身だしなみチェックは、原則として学期初め（始業式終了後）に生徒支援部がつくる実施要領に基づいて定期的に行う。



4. 交通関係規定

- (1) 登校、下校の際は交通規則および公衆道徳を守り、高校生として自覚ある態度を失わないようにすること
- (2) 自転車、バイク通学者はそれぞれの規定（別規定参照）を守り、安全運転に十分配慮して通学すること
- (3) 保護者の運転する自動車での送迎による登下校は校内の指定された乗降場所において行うこと。また、保護者以外の送迎およびバイクでの送迎は禁止する。
- (4) 通学途中で事故にあった時は、直ちに学校または家庭に連絡すること
- (5) 別記で定める規定で原付バイク免許の取得を認める。
- (6) 自動二輪、自動車の免許取得について、在学中は認めない。

I. 自転車通学規定

自転車を利用して通学を希望する生徒は、保護者の同意のうえ、担任を通じて許可願を提出し、許可を得て通学することができる。

- (1) 自転車通学を許可された者は次の事項を守らなければならない。
 - ①道路交通法規の遵守
 - ②防犯登録を義務とする。
 - ③指定された駐輪場への駐輪および二重ロック
 - ④ヘルメットの着用を義務とし、SGマーク、JCF公認マーク、JCF推奨マーク（使用期限3年）がついたものを推奨する。
 - ⑤二人乗り、並進、牽引、片手運転、手離し運転、傘差し運転、自転車への傘の差しこみ、携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの運転など、危険・迷惑な走行をしてはならない。
 - ⑥音楽（イヤホンやヘッドホンを利用）を聴きながらの運転をしないこと
 - ⑦ハブステップの取り付けやハンドル等の車体の改造をしないこと
 - ⑧長期寮生で、通学や学校生活の中で自転車を利用する生徒についても、自転車通学生と同じように本校規定に従うものとする。
- (2) 前項に違反した生徒は特別な指導の対象となる。

Ⅱ. バイク通学規定

下記の条件を満たし、自宅から学校までの通学距離が遠距離の生徒で、バイクを利用しての通学を希望する生徒は、保護者の同意のうえ、担任を通じて生徒指導部の定める手続きを行い、校長の許可を得て、1年次2学期からバイク通学することができる。

(1) 免許受験について

- ①運転免許の受験・取得は、バイク通学対象者（下記条件を満たす者）のみ認める。
- ②学校が定める一定の手続きを踏まえ、原付受験願を提出し、受験すること
※学校が定める一定の手続きとは、原付免許取得に関する保護者説明会、初回の運転実技講習会への保護者出席を含む。
- ③受験期間は長期休業中の係が指定した期間に限る。
- ④免許取得後は速やかに生徒指導部へ報告すること

(2) バイク通学許可条件

- ①自宅から学校までの安全かつ最短なコースで通学距離が10Km以上ある生徒について許可する。
- ②授業の欠課時数超過や欠点科目がないこと
- ③バイク免許取得およびバイク通学を希望する生徒は生徒指導部が計画する全ての実技・法令講習会に必ず参加しなければならない。
- ④使用するバイクは50CCのスクーターとカブに限る。ただし、令和7年（2025年）4月以降は法改正で定められる新基準（125cc4kW以下）に合わせて別途定めて周知する。
- ⑤改造行為は厳禁とする。
- ⑥ヘルメットとバイク本体の見えるところに学校指定のステッカーを貼ること
- ⑦安全面に考慮し、学校の登下校にふさわしい長袖、長ズボンを着用し、ヘルメットはフルフェイス型とする。

(3) その他

- ①自賠責保険および任意保険に必ず加入すること
- ②安全運転に努め、通学上の諸注意を守ること
- ③バイクの貸し借りは絶対にしない。
- ④二人乗り、ノーヘルなどの危険運転をしない。
- ⑤音楽（イヤホンの利用）を聴きながらの運転をしないこと
- ⑥自動二輪の免許取得は認めない。
- ⑦校納金等の未納生徒はバイク通学を許可しない。
- ⑧通学以外の使用、学校生活の乱れ（服装・態度・遅刻常習化等）、悪質な規定違反があればバイク通学の一時停止、場合により通学許可の取り消し、免許証は一定期間保護者預かりとする。
- ⑨法令違反により警察の指導を受けた生徒は速やかに学校（生徒指導部または担任）に報告すること。また、無許可の免許取得および無許可バイク通学は特別な指導の対象となる。

※以上の条件をすべて満たし、学校の規則を遵守できる生徒のみバイク通学を許可する。

III. 原付バイク免許取得について

(1) 免許取得は長期休業中（春・夏・冬休み）のみ可とする。ただし、1年生は誕生日を迎えた後の長期休業中とする。長期寮生は寮則に基づく。

(2) 取得条件

- ①保護者の同意かつ原付バイクに関する全責任を本人と保護者がもつこと
- ②原付講習会に必ず参加すること

(3) 取得までの手続き

- ①説明会（学期終わり）を受ける。
- ②長期休業中に免許を取得する。
- ③同意書に免許証のコピーを貼付し交通係に提出する。

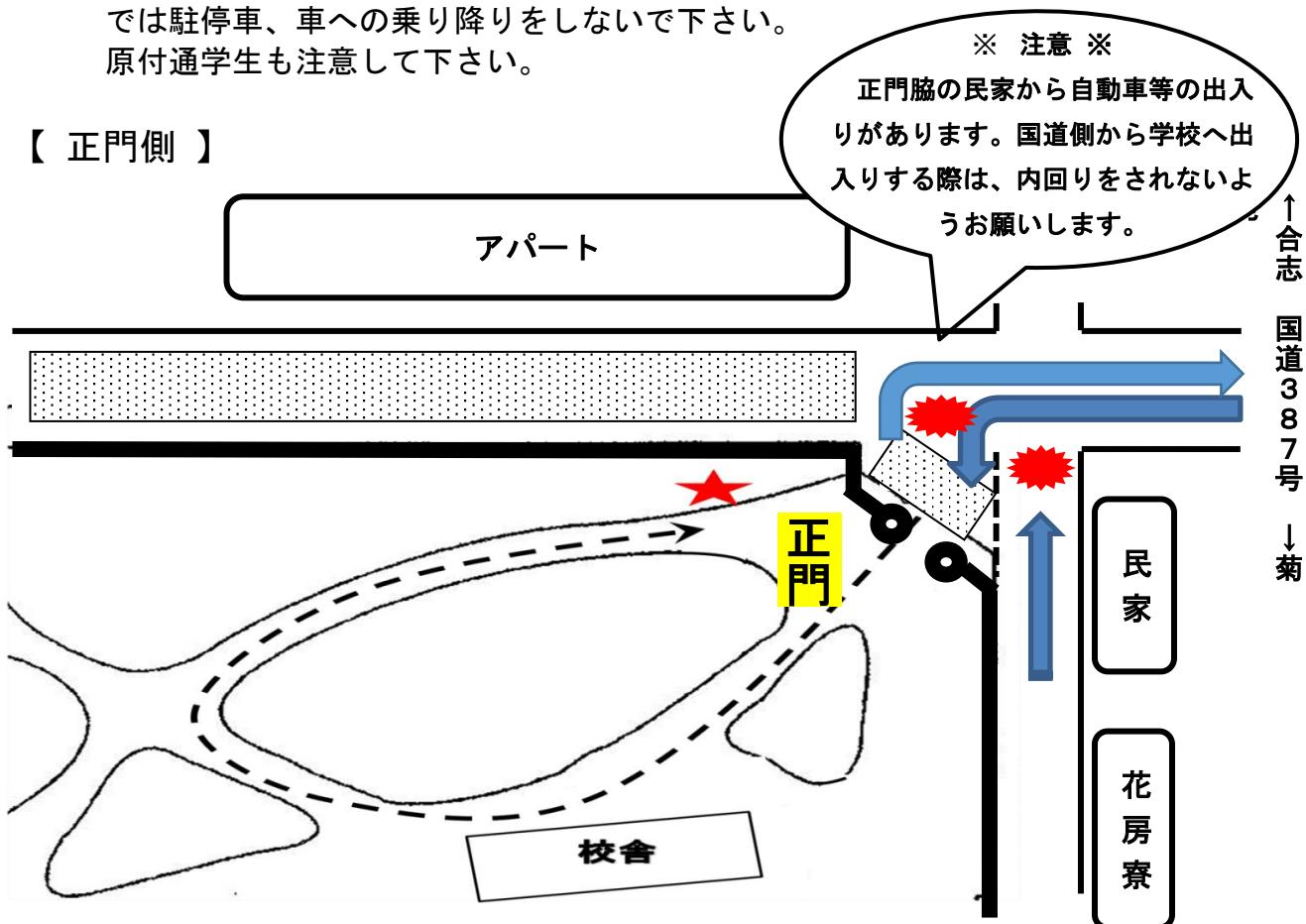
IV. 生徒送迎時の昇降場所について

生徒送迎時は一般道路や正門前で停車せずに、正門から中庭に入って下さい。

矢印（→）の通りに進み、送迎時昇降場所の看板（★マーク）の所で停車及び乗り降りをして下さい。（途中で止まらない様、お願ひいたします。）の所では駐停車、車への乗り降りをしないで下さい。

原付通学生も注意して下さい。

【正門側】



【裏門側】

裏門側も正門側と同様に、一般道路で停車せず、本校プール横の空き地（★マーク）に入り、そこで停車及び乗り降りをするようお願いします。



※交通事故防止や一般車両の通行の妨げにならないためにも、何卒ご協力・ご理解をよろしくお願いします。

V. 自動車学校（普通免許取得）入校規定

進学、就職に必要な理由により普通免許取得を希望する生徒は、保護者の同意のうえ、担任を通じて生徒指導部の定める手続きを行い、校長の許可を得て自動車学校に入校・通学することができる。

（1）条件について

①自動車学校への入校は定められた期日以降でなければならない。

※交通違反や問題行動による特別な指導があった場合、その内容に応じて入校日を遅らせるか、入校許可ができない場合がある。

②出席日数不足や授業の欠課時数超過などが無いこと

③欠点科目（入校直前の成績）が3科目以内であること

④学校生活に問題が無いこと（担任、生徒指導主任で検討する）

⑤学校に納めるべき納入金が完納であること

⑥所定の申込用紙を提出し、保護者の了解が確認されていること

（2）菊池・鹿本地区生徒指導連絡協議会及び自動車学校の申し合わせ事項

①自動車学校は願書に高等学校の担当部署等の印が無い場合は受理しない。

②教育上の配慮から「紹介料」などの支払いは行わない。

③自動二輪とのセットでの免許取得は認めない。

④卒業証書と仮免許証は各自動車学校より各高校に直接渡すか、郵送する。

⑤送迎バスの利用は保護者と本人の了解を得て実施する。

⑥自動車学校の入校状況や進度状況を各高校関係者にはその情報を公開する。

⑦各高校の定期考査1週間前から考査終了前日まで自動車学校の教習は中止する。

⑧各自動車学校は喫煙やその他生活指導面を含めた指導を行う。

⑨生徒の教習時の服装は各高校の制服を着用し、教習を受講すること

- ⑩自動車学校卒業証明書および仮免許証は卒業式の日に本人に渡される。
- ⑪入校に関する違反者は、各高校の方針に沿ってその後の受講について指導する。
菊池農業高校の場合は、特別な指導及び卒業延期、受講中止となることがある。

(3) 自動車学校入校手続き

- ①保護者とよく相談し、入校する学校を決め、「自動車学校統一申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、提出する。
- ②統一申込書に以下の順序で許可印を得る。
担任 → 事務室担当者 → 生徒指導部
- ③「自動車学校統一申込書」及び「誓約書」を生徒指導部に提出する。
※2つの書類が揃っていなければなりません。
- ④上記の手続きを入校予定の1週間前までに完了すること
- ⑤自動車学校での入校手続き後に統一申込書の半券（入校確認票）を生徒指導部に提出すること
- ⑥免許証の取得は、卒業式翌日以降とする。

5. アルバイト規定

本規定に同意の上、アルバイトを希望する生徒は、所定の手続きを行い実施することができる。

ただし、1年生の1学期および長期入寮生徒の入寮中のアルバイトについては、学校生活を優先することから原則禁止とする。

(1) 職種について

以下の項目に該当する生徒および職種についてはいかなる場合においても許可できない。

- ①欠点や時数不足があり、進級、卒業が危ぶまれる生徒
- ②生活指導上の注意を頻繁に受けている生徒
- ③21時以降の労働
- ④バイクを使用する労働
- ⑤風紀上好ましくない場所（遊興的接客業など）での労働
- ⑥有害な物質を取り扱うなどの危険をともなう労働

(2) 労働時間について

平日	16:30～21:00
土日祝日および長期休業中	9:00～21:00

(3) アルバイト停止期間について

- ①定期考査1週間前から試験終了日前日まで
- ②花房寮入寮期間中（教育入寮、研修入寮、長期入寮）

(4) 注意事項

- ①本校所定のアルバイト許可申請書（保護者記入用紙および事業主記入用紙）を必ず提出すること
- ②本校生徒としての自覚を持ち行動すること
- ③アルバイト先の変更などが生じた場合は、その度に申請すること
- ④必要に応じて本校職員が職場訪問を行い指導にあたる。
- ⑤学業を怠らず学校生活に支障をきたすことが無いように心掛けること
※成績不振や生活（出席・態度等）が乱れた状況がある場合は許可を取り消す。
- ⑥無届け、または許可条件に違反した生徒は、特別な指導の対象となる。

(5) アルバイト許可の流れ（許可申請）

- ①アルバイト申請書の提出①（提出先：担任）
(生徒指導室にもらいやにること)

※担任および学年主任で、学校生活における本人の状況や希望するアルバイトの職種や就業期間・時間帯等の確認を行う。

↓

- ②アルバイト申請書の提出②（提出先：生徒指導部）

↓

申請確認書（受付済書）発行

上記①～②が完了後、アルバイト開始となります。

6. 遺失物処理規定

この規定は、校内において遺失された物件、および校外において明らかに本校生徒の遺失物であると認められる物件についてのみ適用する。

- (1) 遺失物の処理担当を生徒指導部におき、保管および処理の責任者は生徒指導主事とする。
- (2) 他人の遺失した物件を拾得した者は、速やかに遺失者にその物件を返還するか、または生徒指導部に届けること。拾得届を受理した生徒指導部は、公示・掲示その他の方法をもって、遺失者の調査、発見に努めるものとする。
- (3) 自己の所有物を紛失した者は、直ちに担任または関係教師を通じ、あるいは直接生徒指導部に届け出て、紛失届を提出しなければならない。
- (4) 生徒指導主事は、拾得届受理後1週間を経過し、遺失者不明の物件について、所轄警察署に移管できる。この場合、移管以降の処理一切は警察署の権限となる。
- (5) 遺失物件を所轄警察署に移管後に遺失者が判明した場合、遺失者本人が直接、その警察署に届け出て、その指示に従うものとする。
- (6) 生徒指導主事は、保管中の遺失物が時間の経過とともに自然消滅あるいは腐敗損壊するものについては、その責を負わないものとする。

7. 携帯電話・スマートフォン等使用規定

本校における携帯電話・スマートフォン等（それに類似した通信機器全般）の使用については、生徒、保護者（育友会）、本校職員で検討を重ね、安心、安全でよりよい高校生活を送る『学校・家庭における菊農生の5か条』を設定し、以下の規定に従いマナー・モラルの指導に努めています。

内容をご確認のうえ、ご理解とご協力を宜しくお願いします。

『学校・家庭における菊農生の5か条』

- ①学校生活において終礼までは携帯電話・スマートフォン等の使用はしません。
- ②22時以降の使用はしません。
- ③生徒が使用する携帯電話・スマートフォン等にはフィルタリングを必ずします。
- ④人を傷つけるような表現や書き込みはしません。
- ⑤写真や動画、個人情報を載せたりはしません。

記

- (1) 「携帯電話・スマートフォン等規定同意書」提出のもと、フィルタリングが設定されたものに限る。
- (2) 使用禁止時間帯は、朝のS H R～終礼まで（休み時間等も含む）とし、電源を切ってバッグ等のなかで保管するか、預ける。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等の使用とは、その機器に備わっている機能（インターネット（S N S使用）・ゲーム・音楽・イヤホン使用・テレビ・アラーム・時計を見る等）の利用全般のことをいう。
- (4) 校内において使用可能な時間帯（朝のS H R開始まで、終礼終了後）であっても歩行しながらの使用やゲーム、音楽（イヤホン）等の使用はしないこと 保護者と連絡（送迎依頼）などでの使用は許可するが、マナーある使用に努めること
- (5) 緊急の場合でどうしても使用しなければならなくなった時は、近くにいる本校職員にその理由を申し出て、職員の立会いのもと使用すること
- (6) 県の指導により県下全域22時～6時までの携帯電話・スマートフォン等の使用はしないこととなっています。

上記のことが守れずに携帯電話・スマートフォン等を使用している場面を職員に発見された場合は指導の対象となります。

学校の基本方針に従い、使用規定を理解したうえで、「携帯電話・スマートフォン等規定同意書」を提出する。なお、携帯電話に関するあらゆるトラブルについては、保護者がその一切の責任を負うこととする。

8. 賞罰規定

本校における賞罰については職員会議で審議し、校長が決裁し、執行する。

(1) 表彰について

- ①校内行事に参加し、その成績が優秀なもの
- ②校内外において特に善行のあったもの

(2) 特別な指導、懲戒処分について

非行、問題行動に対する特別な指導および懲戒処分は、次の通りとする

①特別な指導（説諭、謹慎（学校内謹慎、自宅謹慎））

1) 説諭・・・他に対する影響の少ない非行、問題行動の場合

2) 謹慎・・・他に影響を及ぼし、非行の程度が重大である場合

②懲戒処分（訓告、停学、退学）

1) 訓告・・・問題行動を繰り返す場合

2) 停学・・・問題行動の程度が極めて重大で、他に対する影響が多大な場合
特別な指導では教育的効果を期待できない場合

3) 退学・・・重大な過失を起こした非行、問題行動の場合

校則を守らず就学の見込みがない場合

成績不良で成業の見込みがない場合

(3) 非行、問題行動の主なものは次のような行為である。

暴力行為、対教師暴言・暴力、金銭強要、薬物乱用、飲酒、飲酒同席、喫煙、喫煙同席、喫煙具所持（タバコ、ライター、マッチ、灰皿、電子タバコなど）、窃盗、万引き、器物損壊、無断免許取得、男女間の不純行為、考査の不正行為、授業妨害、無断欠席、無断外出、無断早退、遅刻常習、怠学、無断外泊、深夜外出、家出、いじめ行為、無断アルバイト、遊技場への立ち入り、交通法規および本校交通規定に反する行為、教師の指導に従わない行為、生徒心得および諸規定に反する行為、四輪同乗、SNSへの書き込みなど

(4) 特別な指導の程度・期間について

生徒育成委員会で協議し、職員会議での審議を経て、校長がその度量に応じて特別な指導の程度・期間を定める。

①生徒指導主事説諭

②学校長説諭

③謹慎（1週間程度～2週間程度）

④謹慎（無期）

※謹慎は学校内謹慎を基本とする。謹慎中は、外部との接触や連絡を絶つことや指導の一環として携帯電話・スマートフォンは使用させず、その間は保護者に責任を持って預かっていただく。

指導内容については生徒指導部、学年主任、学科主任、担任により、生徒の学校学習に対する意欲、家庭生活や学校生活での状況、これまでの指導など対象生徒の背景を十分に把握し、登校または家庭での謹慎指導の検討、課題内容や指導内容、方法等について計画し、全職員の協力の下に実施する。